本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五一号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定することとした。（別表第一～別表第九関係）

2　諸手当の改定

㈠　住居手当について、月額一万六、〇〇〇円を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、その支給月額は、二万七、〇〇〇円以下の家賃を支払っている職員にあっては、家賃の月額から一万六、〇〇〇円を控除した額とし、月額二万七、〇〇〇円を超える家賃を支払っている職員にあっては、家賃の月額から二万七、〇〇〇円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七、〇〇〇円を超えるときは一万七、〇〇〇円）を一万一、〇〇〇円に加算した額とすることとした。（第一一条の一〇関係）

㈡　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九七・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一一七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇二・五）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係）

㈢　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の九五（特定管理職員にあっては一〇〇分の九五）、一二月期の支給割合を一〇〇分の一一五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一一五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇〇）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一一五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一五）、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇〇）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係）

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七二・五に引き上げることとした。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き下げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。（第七条第一項関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七二・五に引き上げることとした。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き下げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2㈠及び㈢、二の2㈡並びに三の2㈡は令和二年四月一日から施行し、一の1、二の1及び三の1は平成三一年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。（別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七二・五に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2㈡は令和二年四月一日から施行し、1は平成三一年四月一日から適用することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五三号）（国会）

1　国会議員の秘書の給料月額の一部を改定することとした。（別表第二関係）

2　令和元年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

3　令和二年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1については、平成三一年四月一日から適用することとした。ただし、3については、令和二年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五四号）（防衛省）

1　自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定することとした。（別表第一、別表第二、第二四条の二第二項、第二五条第二項及び第二五条の二第二項関係）

2　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される一二月期の期末手当の支給割合を一〇〇分の一七二・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

3　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一七〇とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　自衛官俸給表の俸給月額及び自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額を改定することとした。（別表第二及び第二四条の二第二項関係）

5　この法律は、公布の日から施行するほか、必要な施行期日等を定めることとした。

◇ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（法律第五五号）（厚生労働省）

1　「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成一三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二〇年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。